

# 全23件を審査

## 使用料等関連条例審査特別委員会

# 10件否決

(委員長 加末良明)を設置し、12月10日、16日、17日の3日間で審査を実施しました。  
 条例制定・改正案の内容、賛否、討論については次のとおりで、内容と討論は要約して掲載しています。

### 畑地かんがい用水施設条例の制定(新設)

施設の設置・管理運営・使用料を規定  
 湿潤用水使用料(基本割/年間)1万6000円(面積割/10a当たり年間)50円  
 肥培用水使用料(1mにつき)80円

### 公民館使用条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 中央公民館大集会室(1時間)200円↓290円(暖房料)1時間70円↓90円等

### 文化会館条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 大ホール(土・日・祝日の全日)5770円↓8650円(暖房料)1時間160円↓230円等

### 農業研修会館使用条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 大研修室(1時間)130円↓190円(暖房料)1時間50円↓70円(宿泊)1泊50円↓120円

### 体育館条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に・65歳以上個人使用は無料  
 第1競技場(全面)1000円↓1500円・新たに暖房料の減免措置額を設定

### 野外スポーツ施設設置条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 野球場/テニスコート(町民)1日1000円↓1500円等

### 学校体育施設使用料条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に・御影小プール65歳以上個人無料  
 校庭1日1000円↓1500円(体育館)1回500円↓750円(御影小プール)500円↓750円

### 町民水泳プール設置条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に・65歳以上個人使用は無料  
 町民水泳プール(町民団体)1回500円↓750円等

### 柔道場条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に・65歳以上個人使用は無料  
 柔道場(町民団体)1回500円↓750円等

### 剣の郷創造館条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 体育室(1時間)160円↓240円

### きたくま文化蔵条例の一部改正

使用料の減免率を90%から85%に  
 体育室(1時間)160円↓240円

## 賛否の公表

使用料等関連条例審査特別委員会(※加末良明議員は委員長のため採決に加わっていません。)

採決月日	議件名	議案番号
12月17日	畑地かんがい用水施設条例の制定	第90号
	公民館使用条例の一部改正	第93号
	文化会館条例の一部改正	第94号
	農業研修会館使用条例の一部改正	第95号
	体育館条例の一部改正	第96号
	野外スポーツ施設設置条例の一部改正	第97号
	学校体育施設使用料条例の一部改正	第98号
	町民水泳プール設置条例の一部改正	第99号
	柔道場条例の一部改正	第100号
	剣の郷創造館条例の一部改正	第101号
	きたくま文化蔵条例の一部改正	第102号
	保育所条例の一部改正	第103号
	へき地保育所条例の一部改正	第104号
	世代間交流センター条例の一部改正	第105号
	保健福祉センター条例の一部改正	第106号
	老人健康増進センター設置及び管理条例の一部改正	第107号
	川東ゲートボール場条例の一部改正	第108号
	農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正	第110号
	都市公園等条例の一部改正	第111号
	上水道事業給水条例の一部改正	第112号
	簡易水道事業給水条例の一部改正	第113号
	公共下水道条例の一部改正	第114号
	農業集落排水条例の一部改正	第115号

○：賛成 ×：反対 可：全会一致(可決) 多：賛成多数(可決) 否：賛成少数(否決)